

亀岡市監査公表 第 9 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 福井英昭

令和元年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>教育部</p> <p>ア 歴史文化財課</p> <p>旧一の宮幼稚園施設使用協力金について、当該施設は文化財事務所であり、行政財産であるが、目的外使用として施設の一部の使用を許可していた。施設使用料については、施設使用協力金として、旧一の宮幼稚園施設使用要項の定めにより徴収していた。</p> <p>地方自治法には、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>目的外使用を許可している施設については、今年度中に所管替え等の対応を進めます。</p>